

第1章

計画の概要

1 策定の趣旨

平成27年度から令和6年度までの10年間を基本構想とする「第3次浜松市教育総合計画」の前期5年が経過し、AI（人工知能）の急速な進化などの技術革新が目覚ましく進展・普及する中で、超スマート社会（Society5.0）という新しい時代の到来を見据えた「学習指導要領」の改訂や、国の「第3期教育振興基本計画」の策定など、教育を取り巻く社会情勢等も大きく変化しました。

本計画は、こうした状況を踏まえ、予測困難な時代を生きる子供たちに必要な資質・能力を育成するため、後期5年の教育に関する施策を総合的・体系的に推進していくことを目指し、第3次浜松市教育総合計画 後期計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画」として位置付けます。

(2) 本市の他計画との関連性

本計画は、「浜松市総合計画（平成27年3月）」を上位計画とし、「浜松市教育推進大綱（平成27年11月）※P50参照」や「第2期浜松市“やらまいか”総合戦略（令和2年3月）」など、本市の子供の教育に関連する基本的な計画等と連携・整合を図っています。

3 計画の期間

本計画は、基本構想10年のうち、令和2年度から令和6年度までの後期5年の計画を定めます。

第3次浜松市教育総合計画									
基本構想10年									
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
前期5年					後期5年				

4 計画の範囲

浜松市立の幼稚園※・小学校・中学校及び高等学校の教育活動に関わる取組や、子供の育ちを支える家庭・地域の取組を対象とします。

※市内すべての就学前施設を対象とした取組を含みます。

5 計画の進行管理

- (1) 本計画を着実に推進していくため、PDCAサイクルの考えに基づいて、毎年度、子供や教員等への実態把握調査や、学校及び関係課への取組状況調査を実施します。
- (2) 各施策の取組状況や成果指標の達成状況等を踏まえ、「はままつ人づくり未来プラン推進委員会」（はままつ人づくり未来プラン検討委員会※P48参照から名称変更）や重点的に取り組む施策に対応した推進部会において、有識者等の意見を参考にしながら評価・検証を行い、次年度以降の施策推進につなげていきます。
- (3) 毎年度の評価・検証結果は、『教育委員会点検・評価報告書』において公表します。